

【図 2】

【判断基準（知的障害者更生施設支援（入所））】

知的障害者更生施設支援（入所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢にあてはまるか判断する。

：

イ．洗面、歯磨き等の整容に関する支援

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

整容に関する一連の行為に係る習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、洗顔や歯磨き等の一連の行為について介助を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な支援や介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。あるいは、全般にわたり見守りまたは確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

：

セ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、特定の物や行為に強いこだわりを示す、環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応がほぼ毎日必要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応が1～2日/週以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

：